

1 趣旨

本協議会の設置目的を記載した条項等について、金剛ふるさとバスの運行が実施されている現状に即したものとするため、改正するもの
また、会長が当事者双方の代理となる場合において、副会長が会長の職務を代理することを規約に明文化するため、改正するもの

2 改正内容（施行日：令和7年4月1日）

改正前	改正後（案）
<p>（目的） 第1条 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町</p>	<p>（目的） 第1条 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町</p>

改正前

村」という。)のうち、令和5年10月1日現在における関係市町村の地域において金剛自動車株式会社による路線バス（路線定期運行の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の沿線地域（以下「金剛バス沿線地域」という。）に係る法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議並びにその計画の実施に関する連絡調整及び必要な事務の管理執行を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、金剛バス沿線地域における地域の需要に応じた住民の生活に必要な路線バス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した旅客運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置する。

（協議事項）

第3条 協議会は、金剛バス沿線地域における次に掲げる事項で、鉄道駅を起終点として運行する系統路線（以下「幹線系統」という。）に関するものについて協議するものとする。

改正後（案）

村」という。)のうち、協議会が実施主体となる路線バス（路線定期運行の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の沿線地域（以下「金剛ふるさとバス沿線地域」という。）に係る法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議並びにその計画の実施に関する連絡調整及び必要な事務の管理執行を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、金剛ふるさとバス沿線地域における地域の需要に応じた住民の生活に必要な路線バス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した旅客運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置する。

（協議事項）

第3条 協議会は、金剛ふるさとバス沿線地域における次に掲げる事項で、鉄道駅を起終点として運行する系統路線（以下「幹線系統」という。）に関するものについて協議するものとする。

改正前

2 協議会は、それぞれの関係市町村における法第6条第1項の規定による協議会（以下「単独協議会」という。）において協議する事項のうち、幹線系統への接続その他の協議会が協議すべき事項に関連するものについては、必要に応じて単独協議会に対し協議状況等の報告を求め、又は意見を聴くことができる。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長を置き、富田林市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、委員の中から副会長を指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

改正後（案）

2 協議会は、それぞれの関係市町村における法第6条第1項の規定による協議会（以下「単独協議会」という。）において協議する事項のうち、幹線系統への接続その他の協議会が協議すべき事項に関連するものについては、必要に応じて単独協議会に対し協議状況等の報告を求め、又は意見を聴くことができる。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長を置き、富田林市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、委員の中から副会長を指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長が欠けたとき又は双方代理となる事項については、会長の職務を代理する。